

## 年末年始火災予防運動 12月15日～1月14日

これから本格的な冬を迎え、各家庭で暖房器具などの火気を使用する機会が増えることに加え、年末年始特有のあわただしい時期を迎えることから、消防本部では年末年始火災予防運動を実施します。

一年の締めくくりとして、次のことを再確認し、笑顔で新年を迎えましょう。

### 「住宅火災いのちを守る」

#### 7つのポイント

#### ①3つの習慣・4つの対策

#### 【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災報知器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災報知器を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

#### ◎消防水利の愛護

「消火栓」や「防火水槽」は、消火活動に欠かすことのできない施設です。これらの消防水利付近に物を置いたり、車を駐車したりすると、消火活動に支障をきたしてしまいます。

また、冬期間、特に除雪時に雪を積み上げないように皆さんのご協力をお願いします。

#### 油流出事故を防ぎましょう！

冬本番を迎え、ご家庭や事業所でも暖房器具を使用するため、灯油等を取り扱う機会が多くなります。

万が一、灯油タンクからの移し替えや配管の破損などにより河川へ油が流出した場合は、火災の危険はもちろんのこと、下流の水道や農業用水、漁業などに重大な影響を及ぼすだけでなく、周辺住民の方々にも油の臭気などで多大な迷惑をかけることとなります。

また、その処理の費用を原因者に負担していただく場合もあります。

日ごろから、油の流出事故を防ぐように心がけ、特にホームタンクをお持ちの方は次のことに注意しましょう。

#### 「油流出事故防止のポイント」

●地震の際の転倒防止のため、ホームタンクを固定しましょう。

●ホームタンクや暖房器具、配管に亀裂や老朽化がないか必ず確認しましょう。

●給油中は、その場を離れないようにしましょう。

●使用後はバルブやコックなどを完全に閉めましょう。

●ホームタンクの残量を定期的に確認しましょう。タンク内の油の減り方が著しいときは、油漏れがないか確認しましょう。

●屋根からの落雪、除雪時の配管破損に注意しましょう。

●不要になった油は、周辺に捨てないようにしましょう。

#### 「油流出事故が発生した場合 または発見した場合」

●すぐに布や新聞紙等で回収しましょう。水で流すことは、油の汚染を広げてしまいます。

●役場や消防、県の地方振興局に、すぐにご連絡ください。

※油以外にも川で魚が死んでいるなどの異常を見つけた場合には、ご連絡ください。

#### ◆問い合わせ

町民生活課  
721-6933

## 国民年金コーナー

### 年末調整や確定申告には

### 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要で

す。このため、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)」が、社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から10月1日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方について

は、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。

ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整などの手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

この場合、ご家族分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

お問い合わせは、最寄りの社会保険事務所までお願いします。

◆問い合わせ  
郡山社会保険事務所  
024-932-3480  
町民生活課  
721-6933